

新しい

# 自転車の交通ルール



愛媛県道路交通規則の一部改正(平成21年7月1日施行)

**STOP!**



## 携帯電話禁止

携帯電話を手で持ち、通話や操作をしたり、画像表示画面の画像を注視して、自転車を運転してはならない。

**運転者の遵守事項違反**

【罰則】5万円以下の罰金

**GO!**



## 幼児二人同乗用自転車新設

16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車(運転者の為の乗用装置及び2つの幼児用座席を設ける為に必要な特別の構造又は装置を有する自転車)の幼児用座席に乗車させることができます。

## その他の交通ルール



自転車で事故を起こすと、**法律上の責任(刑事・民事)**を問われます!

### 原則車道通行

歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金

### 並進の禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進してはならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

### 信号機の信号に従う義務

道路を通行するときは、信号機の表示する信号に従わなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金

### 路側帯を通行するときの義務

路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

### 左側通行等

道路の中央から、左側部分の左端に寄って通行しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金

### 自転車の通行区分

自転車道が設けられている道路では、その自転車道を通行しなければならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

### 交差点での一時停止と

#### 安全確認

道路標識により、一時停止が指定されているときは、一時停止しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金

### 夜間のライト点灯義務

夜間、道路を通行するときは、灯火をつけなければならない。

【罰則】5万円以下の罰金

### 酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【罰則】5年以下の懲役又は、100万円以下の罰金(酒酔い運転)

#### ☆傘をさしての片手運転

【罰則】5万円以下の罰金

#### ☆二人乗り運転

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

#### ☆ブレーキが故障したままの走行

【罰則】5万円以下の罰金

#### ☆歩行者に衝突後、逃走

【罰則】1年以下の懲役又は、10万円以下の罰金